

定 款

日立化成株式会社

(平成 27 年 6 月 19 日改正)

日立化成株式会社定款

制定	昭和37年10月2日	
改正	昭和42年5月26日	平成12年6月27日
	昭和42年11月26日	平成13年6月27日
	昭和43年11月26日	平成14年6月26日
	昭和44年11月26日	平成15年6月26日
	昭和45年1月26日	平成16年6月25日
	昭和45年5月26日	平成17年6月28日
	昭和45年11月26日	平成18年6月22日
	昭和48年11月26日	平成21年6月19日
	昭和49年11月26日	平成22年1月6日
	昭和52年6月25日	平成24年6月21日
	昭和57年6月24日	平成25年1月1日
	平成3年6月25日	平成26年6月18日
	平成6年6月29日	平成27年6月19日
	平成10年6月26日	

第1章 総 則

第1条（商 号） 当社は日立化成株式会社と称し、Hitachi Chemical Company, Ltd. と英訳する。

第2条（目 的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気絶縁材料並びに電気機械器具の製造及び販売
2. 電子材料並びに電子部品の製造及び販売
3. 電池、キャパシタ並びにそれ等の応用製品の製造及び販売
4. 合成樹脂、その他有機化学製品並びにそれ等の応用加工製品、環境設備機器の製造及び販売
5. 住宅機器並びに建築材料の製造及び販売
6. 窯業製品、炭素製品、その他無機化学製品並びにそれ等の応用製品の製造及び販売
7. 医薬品並びに医療機器の製造及び販売
8. 粉末冶金、特殊金属並びにそれ等の応用製品の製造及び販売
9. 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、土木工事、鋼構造物工事、その他建設工事の設計、施工、監理及び請負
10. 前各号に関連する一切の事業

第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会等(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)
3. 会計監査人

第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、8億株とする。

第7条（単元株式数等） 当社の単元株式数は、100株とする。

当社の株主は、その有する単元未満株式について、本定款第10条の株式等取扱規則に定めるところにより、当社に対し、単元未満株式売渡請求をすることができる。

第8条（単元未満株主の権利） 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 本定款第7条第2項に規定する単元未満株式売渡請求をする権利

第9条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第10条（株式等取扱規則） 当社の株主の権利の行使等に関する取扱その他株式及び新株予約権に関する取扱並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条（招 集） 定時株主総会は毎年 6 月、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会の定めた取締役が取締役会の決議によりこれを招集する。当該取締役に事故あるときは取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

第 12 条（定時株主総会の基準日） 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以てその事業年度の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とする。

第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネット上のホームページに掲載することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 14 条（議 長） 株主総会の議長は執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序により他の者がこれに当る。

第 15 条（議決権の代理行使） 株主又はその法定代理人は代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は当社の議決権を行使することができる株主 1 名でなければならない。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を予め当社に提出しなければならない。

第 16 条（決議方法） 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。
会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数を以て行う。

第 4 章 取締役及び取締役会等

第 17 条（取締役の員数） 当社の取締役は、15 名以内とする。

第 18 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第 19 条（取締役の選任） 取締役は株主総会で選任する。

前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

前項の決議は累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役会長） 取締役会の決議を以て取締役会長 1 名を定めることができる。

第 21 条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より 5 日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第 22 条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 24 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議を以て会社法第 423 条第 1 項の規定による取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第 423 条第 1 項の規定による責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200 万円以上で当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 25 条（委員会規則） 本定款第 4 条第 2 号の指名委員会等に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則による。

第 26 条（相談役） 取締役会の決議を以て当会社に相談役を置くことができる。

第 5 章 執 行 役

第 27 条（執行役の員数） 取締役会の決議を以て、当会社に執行役 20 名以内を置く。

第 28 条（執行役の任期） 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

第 29 条（代表執行役） 取締役会の決議を以て 1 名又は複数名の代表執行役を選定する。

第 30 条（執行役社長） 取締役会の決議を以て執行役社長 1 名を定める。但し、執行役社長は、代表執行役でなければならない。

第 31 条（執行役副社長等） 業務上の都合により、取締役会の決議を以て当会社の執行役に副社長等の名称を付すことができる。

第 32 条（執行役に関する事項） 執行役に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定めるところによる。

第 33 条（執行役の責任免除） 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議を以て会社法第 423 条第 1 項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 計 算

第 34 条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第 35 条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第 36 条（剰余金の配当の基準日） 当会社は毎年 3 月末日及び 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。
当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 37 条（除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

附 則

平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第 266 条第 1 項第 5 号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の規定をいう。）の行為に関する取締役及び監査役の責任免除並びに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 25 条又は第 32 条の定めるところによる。